

本庁組織の改正案について

総務部行政改革課

1 改正の理由

「長野県総合5か年計画（しあわせ信州創造プラン）」を着実に推進するとともに、県民の期待に応え、時代の要請に的確に対応できる効果的な組織体制を整備するため、長野県行政機構審議会の答申を踏まえ、本庁組織を改正する。

2 改正の基本的考え方（行政機構審議会答申）

- ① 中長期的な視点からしあわせ信州創造プランを着実に推進する組織体制の構築
- ② 県民の期待に応え、時代の要請に柔軟に対応できる組織体制の構築
- ③ わかりやすく簡素で効果的な組織体制の構築

3 改正の内容

別添のとおり

4 施行期日

平成26年4月1日

5 その他実施に当たっての措置

部局横断的課題への対応に当たり、一定の権限を持った産業政策監及び担当部長を設置

本 庁 組 織 の 改 正 案

現 行	改 正 案		
	(部 局 名)	(組織条例上の所管事務)	(主な業務)
			※「★」は他部局からの移管業務
危機管理部	危機管理部	○危機管理に係る総合調整	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等危機管理 ・消防
企 画 部	企画振興部	<ul style="list-style-type: none"> ○総合的な政策の企画及び調整 ○地域振興 ○市町村その他公共団体の行政一般 ○広報及び広聴 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画、重要施策の調整 ・情報化推進、統計 ・交通政策 ・地域振興、移住交流★ ・市町村行財政・税制★ ・広報、広聴★
総 務 部	総 務 部	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の人事、財政、税その他の県行政一般の管理、運営及び調整 ○議会 ○条例の立案その他他の部の主管に属しないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事、行政改革 ・予算、県税の賦課徴収 ・公有財産管理・活用 ・条例審査、情報公開 ・県立大学設立準備
	県民文化部	<ul style="list-style-type: none"> ○文化（文化財の保護を除く） ○子どもの育成支援その他の次世代育成支援 ○消費生活、交通安全及び国際交流 ○その他県民生活 	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化★ ・少子化対策、次世代育成支援、児童福祉、保育所、ひとり親支援、私学、高等教育★ ・消費生活、交通安全、県民協働、人権・男女共同参画、国際交流、多文化共生、旅券★
健康福祉部	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○保健及び医療 ○公衆衛生 ○社会福祉（県民文化部の主管に属することを除く） ○社会保障 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進、医療体制整備、医師確保 ・食品・生活衛生、薬事管理 ・高齢者、障害者等社会福祉 ・生活保護、介護保険等社会保障
環 境 部	環 境 部	<ul style="list-style-type: none"> ○地球環境の保全 ○生活環境の保全 ○自然環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策 ・自然環境保全 ・生活排水対策 ・廃棄物対策、リサイクル促進
商工労働部	産業労働部	<ul style="list-style-type: none"> ○産業に係る施策の調整 ○商業及び工業 ○労働 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興に関する調整 ・商工業・サービス業振興 ・中小企業経営・技術支援、金融対策 ・職業能力開発、人材育成 ・労働者福祉、雇用対策
観 光 部	観 光 部	○観光	<ul style="list-style-type: none"> ・観光振興 ・信州ブランドの推進、県産品の消費拡大
農 政 部	農 政 部	<ul style="list-style-type: none"> ○農業及び水産業 ○農地 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興 ・農業技術の改良普及 ・農村振興、農地整備
林 務 部	林 務 部	<ul style="list-style-type: none"> ○森林 ○林業 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備 ・林業振興
建 設 部	建 設 部	<ul style="list-style-type: none"> ○道路、河川その他一般土木 ○都市計画 ○住宅及び建築 ○県の施設の営繕 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川の管理・整備 ・地すべり、急傾斜地等の災害防止 ・公共事業入札制度 ・都市計画、建築基準、街並み整備 ・県営住宅その他住宅施策、県施設の営繕
会 計 局	会 計 局	[地方自治法第171条第5項により設置]	<ul style="list-style-type: none"> ・会計事務全般 ・工事等に係る検査 ・契約制度★